

令和7年度第2子以降の学校給食費無償化について

一宮町では子育て世帯の経済的負担軽減のため、保護者が扶養している子のうち、年齢が上から3番目以降の子の義務教育期間における公立学校の学校給食費を無償化しているところですが、令和7年9月からは制度を拡充し、第2子も無償化の対象とします。

つきましては、以下の内容をご確認の上、対象となる場合には申請手続きをお願いいたします。

なお、無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出（毎年度）が必要になります。

※第3子以降学校給食費無償化の対象児童等に認定されている世帯につきましては、令和7年度に限り、すでに申請いただいた内容から第2子について審査いたしますので、申請は必要ありません。

■無償化の対象となる要件

以下の①から④を全て満たしている保護者が対象となります。（令和7年9月時点）

①小学生以上の子を2人以上扶養している。

②①の子のうち、年齢が上から2番目以降の子が

町立小中学校で学校給食の提供を受けている。

③生活保護又は就学援助制度等により学校給食費の

全額補助を受けていない。

（現在申請中である場合は、本申請も併せて申請してください。）

④学校給食費の滞納がない。（完納後に申請をお願いします。）

※①から④を満たし、対象となる子が次のいずれかに該当する場合には、教育委員会にお問合せください。

- 一宮町に住所を有し、区域外就学により町外の公立小・中学校に在籍する児童等
- 医師の診断により、一切の学校給食の提供を受けられず完全弁当の児童等

※無償化の対象となる児童等の例（網かけが無償化の対象者・丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	大学生②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例2	無職①	専門学校生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例3	就労者（扶養外）	高校生①	中学生②	小学生③	中学生②・小学生③
例4	アルバイト（扶養内）①	就労者（扶養外）	中学生②	中学生③	中学校②・中学生③
例5	中学生①	小学生②	未就学児③		小学生②
例6	小学生①	未就学児②			対象外

■申請方法

①「一宮町学校給食費補助金交付申請書【町立学校用】」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。

なお、お子さまの学校・学年は令和7年9月時点で記入してください。

（申請書は、ホームページからダウンロードできます。裏面のQRコードからアクセスしてください。）

②申請書に記載した子のうち、一宮町立小・中学校に在籍している子を除いた扶養している子の、健康保険証資格情報のわかる書類（以下の①～③のいずれか）を申請書裏面の指定欄に貼付してください。

※健康保険証資格情報のわかる書類とは以下の通りです

- ① **従来の健康保険証の写し**（ただし、健康保険証が使用可能な令和7年12月1日まで）
- ② マイナンバーカードを取得し、健康保険証利用登録を行っている方の場合
マイナポータルログイン後の「健康保険証情報」を印刷したもの
 （別冊の「マイナポータル操作手順」を参考にしてください。）
- ③ **保険者より発行される「資格確認書」の写し**（※注意：「資格情報のお知らせ」ではありません。）
 資格確認書対象者：マイナンバーカードを取得していない方や
 取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方 等

③お手持ちの任意の封筒に申請書等を入れ、封筒表面に対象となる子の学年・氏名、保護者名及び「給食費補助金申請」と明記し、のり付けにより封をしてください。

■申請期限

令和7年7月18日(金)まで

- ・添付書類が申請期限に間に合わない方や申請後に世帯の状況等について変更があった場合には、教育委員会にご連絡ください。
- ・申請期限を過ぎた場合でも、9月末までに申請いただければ、令和7年9月から無償化の適用を受けることができます。

■申請書の提出先

- ・対象児童等が在籍する学校に提出してください。
- ・申請期限を過ぎ、夏休み中に提出する場合は、教育委員会窓口にご連絡ください。

■決定通知

- ・審査の結果を記載した決定通知書は9月に学校を通じて配付します。
- ・無償化が決定した期間の学校給食費は、学校に納付する必要はありません。ただし、申請書の提出日や添付書類の不備等により決定が遅れた場合には、一度、学校給食費の請求が発生することがありますのでご了承ください。
- ・生活保護又は就学援助制度等の申請をしている場合は、その認定結果により当該補助金の交付の可否が決定することから、一度、学校給食費の請求が発生することがありますのでご了承ください。
- ・無償化が決定した期間の学校給食費について、口座振替により学校に支払われた場合は、学校からの返金又は教育委員会からの補助金として既支払分（口座引落に係る手数料は除く。）を保護者の方にお支払します。その場合には後日、対象者に通知します。

■年度途中の新規申請について

- ・申請期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすことになった場合、申請書を速やかに提出してください。
- ・申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご注意ください。
- ・以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。
例・町外から転入してきた ・扶養する子が増えた ・生活保護や就学援助制度の適用を受けられなくなった

■年度途中で申請内容の変更が生じた場合

- ・決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合（扶養している子の人数の変更など）や他の制度により学校給食費の補助を受ける（受けた）場合には、変更の届出が必要となります。
- ・速やかに教育委員会（教育課学校教育係）までご連絡ください。

<提出封筒 記入例>

給食費補助金申請	保護者	小6
	給食	給食
	太郎	花子

- ①お子さんの学年
 - ②お子さんの氏名（第2子以降の対象児童生徒名）
 - ③保護者名
 - ④「給食費補助金申請」
- 以上4点を、任意の封筒表面に記入し、学校に提出してください。
(令和7年9月時点で記入してください。)

【お問合せ先】
一宮町教育委員会
教育課 学校教育係
TEL 0475-42-4574



詳しくは町HPをご覧ください。